

法定外の労災保険の付保の要件化について(お知らせ)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、八代市が発注する下記対象工事において、法定外の労災保険の付保を要件化することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告及び指名通知等を行うすべての工事

2 設計図書（特記仕様書等）への明示

対象工事の設計図書に、法定外労災保険の付保について明示します。

法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。
なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

3 保険付保の確認

契約時に、保険証券、加入者証（票）、加入証明書など法定外の労災保険への付保の状況が確認できる書類（写し可）を契約検査課へ提出していただきます。なお、提出がない場合は工事監督員から口頭による指導を行います。

※保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるとします。

【保険の概要】

法定外の労災保険は、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に、上乗せ給付等を行うことを目的とした保険です。（公財）建設業福祉共済団の建設共済保険のほか、建設業者団体が行う共済制度、民間保険会社が提供する保険等があり、保険の種類は問いません。

（参考 建設工事に関する保険等 引用：公共工事標準請負契約約款の解説）

	目 的	保 険 等 の 種 類
本通知の 対象外	工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険、土木工事保険 組立保険、火災保険
	建設機械器具に生じる損害を填補する保険	動産総合保険、機械保険
	運送中の工事材料、建設機械器具等に生じる損害を填補する保険	貨物海上保険、運送保険
	工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	請負業者賠償責任保険
法定外の 労災保険	工事作業員・作業員の身体傷害を填補する 保険	法定外労災補償（建設共済等） 労働災害総合保険、傷害保険

【問合せ】 〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市役所3階 契約検査課 【Tel：0965-33-4120】